

波崎柳川高等学校の部活動に係る活動方針

茨城県立波崎柳川高等学校

1 部活動の基本的な考え方（部活動方針）

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。
- (3) 保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問等の指導に係る業務について理解と協力を促す。そのためPTA総会やホームページ等を利用して、積極的に部活動に関する情報提供を行うとともに、学校としての部活動の運営方針について広く発信し、理解を求める。

2 適切で合理的かつ効率的・効果的な部活動に向けて（休養日・活動時間等）

- (1) 活動は、茨城県部活動の運営方針に準ずる。
平日は2時間、休日は4時間、週の活動は12時間を上限とする。
- (2) 原則として、平日の朝の活動は行わない。
- (3) 週あたり2日（平日1日、休日1日）以上を休養日とする。また、大会等で土日両日活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- (4) 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた取扱いを行うものとする。特に夏季休業中は、生徒が十分な休養をとることができるように設定する。また、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、学校閉庁期間を利用するなどして連続1週間の休養期間を設けるものとする。
- (5) 高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟等が主催する大会以外への参加や練習試合については、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、参加する大会や練習試合を精査することとする。

3 その他（文化部の活動等）

「本校部活動方針」及び「活動計画」は、学校ホームページを通じて公開し、保護者・地域に対し、理解を求める。

※ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。